



熊本県公報

号外 第14号
 令和元年(2019年)
 9月4日(水)
 (毎週 火・金発行)

目 次

規 則

○熊本県建築基準法施行細則の一部を改正する規則…………… (建築課) 1

規 則

熊本県建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。
 令和元年9月4日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県規則第8号

熊本県建築基準法施行細則の一部を改正する規則

熊本県建築基準法施行細則(昭和54年熊本県規則第37号)の一部を次のように改正する。

目次中「第2章 手続(第4条-第14条の2)」を「第2章 手続(第4条-第14条の2) 第2章の2 維持保全(第14条の3)」に改める。

第2章の次に次の1章を加える。

第2章の2 維持保全

(維持保全に関する準則の作成等を要する建築物)

第14条の3 法第8条第2項第2号の知事が指定する建築物は、次条第1項に規定する建築物とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。